

訓練

町総合防災訓練を実施します

●問い合わせ 役場防災交通課 防災消防係 ☎096(285)5006

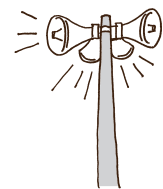
10月27日(日)午前9時にサイレンが鳴り「震度6強」の地震が発生したことを想定した訓練を開始します。午前9時から10時頃まで、地区で安否確認や消防団と連携した訓練も行いますので、訓練当日の地域の取り組みをご確認ください。

町では、午前10時頃から11時30分頃まで、8カ所の避難所を開設しますので近くの指定避難所での訓練の参加をお願いします。

災害に備えて、非常持出品・備蓄品などや避難行動について確認しておきましょう。

【開設指定避難所(8カ所)】
大津東小学校、大津南小学校、大津小学校、室小学校、美咲野小学校、大津北小学校、護川小学校、矢護川コミュニティセンター

【指定避難所での訓練内容】
①避難所の開設
②避難者の受け付け・案内
③避難所スペースの設置
・ダンボールベッド、パーティション、室内テント、簡易トイレなどの組み立て
・福祉スペース(目が見えない人、耳が聞こえない人用)や育児スペースなどの設置
※防災食の配布も計画しています。



スマホ

大津で「走る！スマホ教室」10月のスケジュール

●問い合わせ 役場総務課 行革・デジタル推進係 ☎096(293)3111

講座名	内容
①スマホを触ってみよう	基本操作・地図・カメラ
② iPhone(入門編)	画面の見方・電話・文字入力・メール
③ Android(入門編)	
④ iPhone(基礎編)	地図を使った基本操作・ルート検索 カメラ撮影・動画の撮影・QRコード読み取り
⑤ Android(基礎編)	
⑥ iPhone(応用編)	インターネット・音声操作・アプリ追加
⑦ Android(応用編)	
⑧スマホのセキュリティ	よくある不安・詐欺の手口・安全な使い方
⑨LINEでコミュニケーション	LINEの使い方・大津町公式LINEアカウントの登録方法
⑩アプリでネットショッピング	商品の探し方・注文や支払い方法
⑪スマホ決済	スマホ決済とは・不安要素と対処法・アプリ登録
⑫始めよう！災害の備え	防災対策・情報収集・おすすめの防災アプリ

- 対象 町在住または町在勤の人
- 費用 無料
- 定員 各回3人(先着順)
- 申込方法 開催日の3日前までに予約してください。

 **予約はこちらから！**
0800(111)9442
受付時間 午前9時～午後5時
※土日祝日も受け付けできます。

**スマホ教室が
どこでも駆け付けます！**

※出張するには条件があるため、まずはお問い合わせください。

	期日	場所	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～16:45
10月	1日(火)	おおづ図書館 北側駐車場	③ Android(入門編)	⑦ Android(応用編)	⑩アプリで ネットショッピング	個別相談 (要予約) スマホのことなら 何でもご相談 ください！
	8日(火)	イオン大津店 北側広場	⑦ Android(応用編)	⑤ Android(基礎編)	⑧スマホのセキュリティ	
	15日(火)	大津町役場 庁舎前広場	③ Android(入門編)	⑤ Android(基礎編)	⑦ Android(応用編)	
	22日(火)	イオン大津店 北側広場	①スマホを触ってみよう	⑧スマホのセキュリティ	⑦ Android(応用編)	
	24日(木)	大津町役場 庁舎前広場	③ Android(入門編)	⑤ Android(基礎編)	⑦ Android(応用編)	
	29日(火)	大津町役場 庁舎前広場	①スマホを触ってみよう	③ Android(入門編)	⑤ Android(基礎編)	
11月	5日(火)	おおづ図書館 北側駐車場	①スマホを触ってみよう	⑧スマホのセキュリティ	⑤ Android(基礎編)	

募集

統計調査員を募集しています

●問い合わせ 役場総合政策課 総合政策係 ☎096(293)3118

【国】が実施する統計調査で調査に従事してもらえ人を随時募集しています。

町の登録調査員として登録した人に、各種統計調査時(年数回予定)に優先的に依頼します。

●統計とは？
一定の範囲で調査し集められたさまざまなデータのことです。代表的な統計調査に5年に一回実施する国勢調査があります。国や自治体など行政の施策で統計調査の結果が活用されています。

●調査員の仕事
調査によって異なりますが、主な仕事の流れは次のとおりです。
①調査員事務説明会への出席
②調査世帯の確認、自宅での準備
③調査票の配布
④調査票の取集
⑤調査票など書類の整理
⑥市町村へ調査票を提出

●調査員の身分
統計調査員は実施の都度任命される非常勤の公務員です。

●調査に対する報酬
統計調査員には、報酬を支払います。報酬の額は調査ごとに調査活動にかかる日数や調査対象などを考慮して定められています。報酬は調査終了後に支払い

●登録方法
①「登録申込書」持参
本人確認書類を持参のうえ、「登録申込書」に必要事項を記入し、役場総合政策課までご提出ください。
申込書は役場ホームページからダウンロードができます。
②電子申請
登録フォームでオンラインでの申し込みができます。申請後、町から連絡しますので、本人確認書類を持参し、ご来庁ください。

●登録できる人の条件
・町内に居住する満20歳以上の人
・税務・警察・選挙に直接関係のない人
・調査で知った秘密を守るなど責任感を持って調査を行える人
・その他調査活動に支障のない人

●登録方法
①「登録申込書」持参
本人確認書類を持参のうえ、「登録申込書」に必要事項を記入し、役場総合政策課までご提出ください。
申込書は役場ホームページからダウンロードができます。
②電子申請
登録フォームでオンラインでの申し込みができます。申請後、町から連絡しますので、本人確認書類を持参し、ご来庁ください。



合同相談

10月24日は一日合同相談を開催

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

町では、生活に関わるいろいろな悩みに対し、正確な情報提供と適切な助言ができるよう各種相談業務を行っています。10月は1日合同相談を開催し、相談事業を同時に行います。相談はすべて無料ですが、法律相談のみ事前予約が必要です。どんな相談を受けてよいか分からない人もこの機会に相談してみませんか。

日時	場所	相談名	相談内容	相談員
10月24日(木) 午前10時～午後4時	オークスプラザ 研修室ほか	法律相談 (要予約)	問題に対して法律ではどうなのか知りたい、弁護士に一度話だけ聞いてみたいなどの相談	藤本猪智郎 弁護士
		行政相談	暮らしの中で生まれる行政に対する苦情や悩み、福祉・医療保険・道路・登記などの相談	行政相談委員
		人権相談	人権侵害にあったときにどこに相談すればよいか分からないとき、またそのほか人権に関する相談	人権擁護委員
		心配ごと相談	日常生活の悩みや困りごとなどの相談	心配ごと 相談委員
		消費生活相談	訪問販売で買いたくないものを買わされてしまった、クーリングオフのやり方は？覚えのない請求が来たなどの相談	消費生活 相談委員